

注意事項(必ずお読みください)

1 安全運転管理者等講習は法定講習です。必ず講習を受講させてください。

道路交通法の規定により、自動車の使用者（社長・支店長・営業所長等の事業所の長）には、事業所の安全運転管理者等に安全運転管理者等講習を受講させなければならない義務があります。必ず講習を受講させてください。

2 今年度から講習手数料が4,500円に変更となっています。

講習会場において大阪府証紙は購入できませんので、大阪府内の警察署等の大阪府証紙売りさばき場所において、必ず事前に購入しておいてください。

3 警察署（公安委員会）への届出を済ませていない方（安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付を受けていない方）は、講習を受講できません。

自動車の使用者から、安全運転管理者又は副安全運転管理者として選任されている方であっても、届出を済ませていない方は、講習を受講できません。

人事異動等により、安全運転管理者又は副安全運転管理者が変更されている場合は、必ず事前に、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署（公安委員会）に選任等の届出を行ってください。

なお、講習会場において選任等の届出を行うことはできません。

4 講習の代理受講はできません。

受付時に受講申出者の本人確認を行います。

- ・ 講習通知書
- ・ 講習受講申出書
- ・ 安全運転管理者証又は副安全運転管理者証

を必ず持参してください。

受講申出者の本人確認ができない場合や、警察署（公安委員会）に届け出ている安全運転管理者又は副安全運転管理者と受講申出者が異なる場合は、講習を受講できません。

5 講習開始後の受付はできません。

講習は午前10時に開始しますので、早めに受付を済ませてください。

6 定められた講習時間を必ず受講してください。

大阪府道路交通規則により、本講習の講習時間は6時間と定められています。

途中退席や中抜け受講等、定められた講習時間を受講しない場合は、後日初めから講習を受講していただくこととなります。

なお、納付された手数料や大阪府証紙の還付は行いません。